

令和6年度

佐賀労働局長登録1-12
有効期間満了日 令和11年3月30日

石綿作業主任者技能講習【案内】

会場 【 佐賀県教育会館 】

石綿等（石綿等を含有する物を含む。）を製造し、又は取り扱う作業について、石綿による労働者の肺がん、中皮腫等の健康障害を予防するため、この技能講習を修了した者（平成18年3月31日までに特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者を含む。）のうちから石綿作業主任者の選任が必要です。

建築物、工作物又は船舶の解体、破碎等の作業（石綿等の除去作業を含む。）は、石綿等を取り扱う作業に該当し、事前調査で石綿等の使用の有無が不明の場合も石綿等が使用されているものとみなして、石綿作業主任者の選任等の措置が必要です。

1 講習日・場所

① 講習日 申込書のとおり

② 講習会場 佐賀県教育会館（佐賀県佐賀市高木瀬町東高木227-1）

2 定員 100名（定員になり次第締め切ります。）

3 科目・時間（受付開始時間 8：30～）（休憩時間は講習時間の1時間毎に5分、昼休み時間50分）

講習科目	講習時間	日程	時間
石綿による健康障害及びその予防措置に関する知識	2	1日目	9：00
作業環境の改善方法に関する知識	4		16：10
保護具に関する知識	2	2日目	9：00
関係法令	2		15：05
修了試験	1		15：05

※科目の入替により終了時刻が変わる場合があります。開始時刻は、原則として変更しません。

4 受講料 当協会々員 13,750円（テキスト・資料代金0円、受講代金のみ） ※金額は税込
一般 15,730円（テキスト・資料代金1,980円含む）

5 申込方法

申込書に、所定事項を記入し、下記6の注意事項を参照のうえ、次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

① 申込書兼受講票

② 受講料

③ 自動車運転免許証等の本人確認書類の写し（詳細は申込書兼受講票をご確認ください）

(1) 持参の場合 当協会窓口に「申込に必要なもの」一式を持参してください。

(2) 郵送の場合 現金書留封筒に「申込に必要なもの」一式を同封し、下記あて郵送してください。

〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 （一社）佐賀県労働基準協会

(3) 振込の場合 「申込に必要なもの」(②以外)をFAXかメールで送付した後、次の口座に振り込んでください。③の本人確認書類は、FAXやメール等で不鮮明な場合、郵送をお願いする場合があります。

【振込口座】 佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652 (社) 佐賀県労働基準協会

※ 適格請求書発行事業者登録番号 T6300005000091

当協会ホームページの **ネットから講習申込** から申込書を送付出来ます。

佐賀県労働基準協会

検索

FAX 0952-37-8278 Email: kosyusakikyo@lib.bbiq.jp



6 注意事項

- (1) FAX、メール等で不備のない申込書を受付けた段階で「仮受付」となり、席をお取りします。入金確認後に「本受付」となります。
ご記入いただいた振込予定日までに入金がない場合、受付取り消しとなる場合がありますので、やむをえず変更の場合は、必ず事前にご連絡ください。
- (2) 受講料の入金については、適格請求書等に該当する領収証を発行します。
- (3) 「本受付」後に、頂いた申込書に受講番号を付して受講票とし、地図、用意する物等の注意事項を記載したものと一緒にお送りします。受講される方に必ず、お渡してください。
- (4) テキストは初日に配布します。 (5) 当日のお申し込みは受理いたしません。